

令和6年6月6日
午後1時

冬季観光コンテンツを造成する事業者に補助金を交付します

市は、冬期間の観光客の誘致促進を図るため、事業者が実施する冬季観光コンテンツの造成に必要な経費に対し、補助金を交付します。

- 1 対象者** 市内に主たる事業所を置き、市の観光振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者およびこれらの者と継続的な取引関係を有する事業者で、市税の滞納などがない者。
- 2 対象事業** 次の要件をすべて満たす事業
 - (1) 冬季（11月から3月まで）に実施する事業
 - (2) 観光客を主なターゲットとする事業
 - (3) 一過性の事業ではなく、本補助金の活用後も継続して実施することが見込まれる事業

3 対象経費および補助額

補助対象経費	内容	補助額	限度額
企画費	デザイン費、外注加工費など	2分の1 (千円未満端数切捨て)	25万円 (1交付対象者当たり)
材料費	事業に要する材料購入費など		
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費		
広告料	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代など		
その他特に必要と認められる経費			

4 公募期間 7月1日（月）～8月30日（金）

5 予算額 1,000千円

- 6 その他
- ・ 受け付け後、申請内容を審査し、交付対象者を決定します。
 - ・ 詳しくは、添付の公募要領を参照してください。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
商工労働部観光物産課 課長 渡辺恭弘、主任主事 森本瞳
電話: (0191) 21-8413 (ダイヤル)
FAX: (0191) 31-3037
メールアドレス: kanko@city.ichinoseki.iwate.jp

令和6年度 一関市冬季観光コンテンツ造成補助金公募要領

一関市では、冬の魅力を生かした観光客の誘致促進を図るため、観光関連事業者が取り組む冬季の観光コンテンツ造成に要する経費を補助します。

本補助金の交付を希望される方は、公募要領等をご確認のうえ、お申し込みください。

1 対象者

市内に主たる事業所を置き、市の観光の振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者及びこれらの者と継続的な取引関係を有する事業者であり、市税の滞納等がない者となります。

2 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次の要件をすべて満たす事業とします。

- (1) 冬季（11月から3月まで）に実施する事業
- (2) 観光客を主なターゲットとする事業
- (3) 一過性の事業ではなく、本補助金の活用後も継続して実施することが見込まれる事業

3 補助対象外となる場合

2の「補助対象事業」に該当する内容であっても、次に該当する事業は、補助対象外となります。

- (1) 物品の購入を主たる目的とする事業
- (2) 従前からあるコンテンツの細部の変更など、新規性に乏しい事業
- (3) 本補助金以外に国又は県からの補助や委託等を受けて実施する事業
- (4) 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、補助金を交付することが不相当と市長が認める事業

《事業参考例》

事業内容	備考
プロジェクションマッピング	1か月以上の長期または毎週設定のイベント
かんじき体験・もちつき体験	冬ならではの体験コンテンツ
観光地周遊キャンペーン	複数の観光スポットをまわり、スポット数に応じて景品をプレゼントする企画など
伝統芸能観覧プラン	冬期間の宿泊需要を誘因する取り組み

※ 施設単体で完結する食事・宿泊プランや単発のツアーやイベントは対象外となります。

4 対象経費及び補助額

補助対象経費は、対象事業の実施に必要な次の経費で、補助金の交付決定をした日以降に発注・契約等をしたものであり、かつ、令和7年3月末日までに支払及び納品が完了した経費とします。

補助対象経費	内容	補助額	限度額
企画費	デザイン費、外注加工費等	2分の1 (千円未満端 数切捨て)	25万円 (1交付対象 者当たり)
材料費	事業に要する材料購入費等		
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費		
広告料	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等		
その他特に必要と認められる経費			

※ 同一の広告に補助対象外の事業が掲載されている場合は、掲載面における補助対象となる事業の占める面積の割合で按分した額を対象とします。

5 補助対象期間

補助対象期間は、補助金の交付を決定した日から令和7年3月31日（月）までとします。

実施期間内に事業を完了（経費の支払いを完了）するよう、事業の申請時期や進捗管理にはご留意ください。

6 補助事業の交付決定

補助金の交付申請があった場合は、申請内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、交付を決定します。

7 公募について

(1) 公募期間

令和6年7月1日（月）から令和6年8月30日（金）まで ※必着

(2) 申請方法

必要書類を準備の上、商工労働部観光物産課あて郵送または持参してください。

(3) 提出書類及び提出先

提出書類	提出先
ア 冬季観光コンテンツ造成補助金交付申請書 (様式第1号)	住所：〒021-8501 一関市竹山町7番2号 宛先：一関市商工労働部観光物産課 (担当：森本) 宛
イ 事業実施概要書(様式第2号)	
ウ 事業費積算書(様式第3号)	
エ その他市長が必要と認める書類	

(4) 様式等の入手方法

提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/12,168475,91,6,html>

トップページ>事業者の方へ>市役所・支所からのお知らせ>お知らせ>
(観光関連事業者向け) 一関市冬季観光コンテンツ造成補助金のお知らせ



8 審査について

(1) 審査方法

- ア 審査は、申請時に提出された書類に基づいて行う。
- イ 審査委員が、以下の採点基準に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- ウ 各審査委員が付した得点を合計し、予算の範囲内で、総得点の高い上位から採択とする。
ただし、必要と認めない経費は除外のうえ交付決定する。
- エ 同点の場合は、10点の項目が多いものを上位とする。なお、10点の項目も同数の場合は、8点、6点、4点及び2点の項目について、同様に比較して決定する。
- オ エによる順位付けにおいても同点で、採択できる残りの予算の枠が1事業者分しかないという場合は、申請者によるくじ引きを実施して、決定する。

【採点基準】

基準	点数
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
劣る（一部修正が必要）	4
非常に劣る（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0

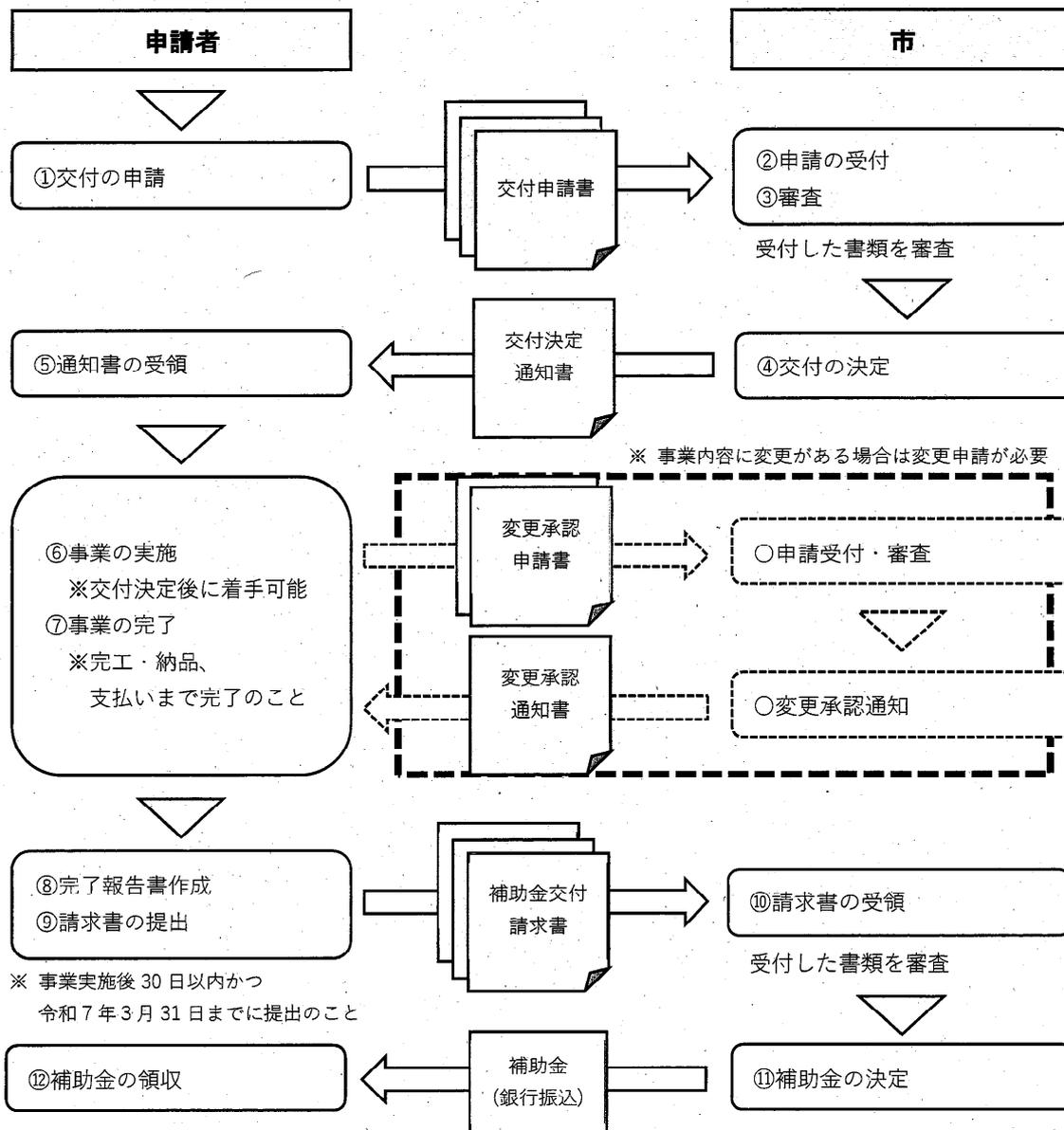
(2) 審査基準及び配点

	審査項目	審査観点	配点
事業 内容	事業目的の 妥当性	受入態勢整備に向けた効果的な内容か。	10
		地域経済の活性化を図る内容となっているか。	10
		事業の目的に合致した内容となっているか	10
	事業成果の 波及効果	当市の魅力 PR、観光や地域振興等への波及効果が期待できるか。	10
		事業の継続 性・独創性	地域の特性を生かした冬ならではの内容となっているか。
	今後も継続して取り組みことができる内容となっているか。		10
事業 遂行 能力	事業の計画 性、実施体 制	できるだけ明確かつ緻密に計画がされ、十分に実現可能なものといえるか。	10
		提案事業を確実に実施できる体制であるか。	10
	経費の妥当 性	積算内容（単価や数量等）は妥当なものであるか。	10
		事業内容との整合性が取れているか。	10
合 計			100

(3) 審査結果の通知（交付決定の通知）

審査結果については、郵送により書面で通知します（9月下旬頃）。

9 補助金交付に関する事業の流れ



※ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

※ 提出された書類は返却しませんので、適宜コピーをお取りください。

10 問い合わせ先

一関市商工労働部観光物産課観光係

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-21-8413 / ファクス番号 0191-31-3037

電子メール kanko@city.ichinoseki.iwate.jp